みよし市資料館個別施設計画

令和2年4月

みよし市教育委員会

目 次

1	資料館の個別施設計画の背景、目的等・・・・・1
2	施設の実態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	改修等の方針及び実施時期・・・・・・・・
4	長寿命化修繕等の優先順位の考え方・・・・・・
5	長寿命化修繕等のスケジュール・・・・・・5
6	長寿命化修繕等の費用・・・・・・・・・・・・・・
7	日常における施設管理・・・・・・・・・・・
8	個別施設計画の見直しについて・・・・・・・・

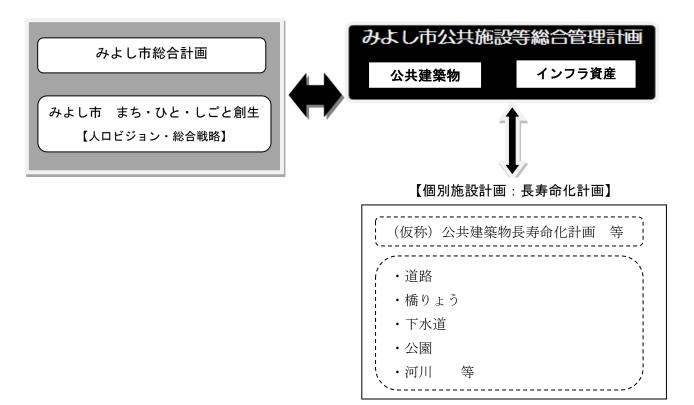
1 資料館施設の個別施設計画の背景、目的等

(1) 背景

平成25年11月に国の「インフラ長寿命化基本計画(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)が策定され、本市も平成29年3月に「みよし市公共施設等総合管理計画」が策定されました。その計画に基づき、資料館施設の個別施設計画についても令和元年度までに作成することが求められています。

昭和57年建築の資料館本館をはじめ、耐震基準を上回っているものの、老 朽化した施設が多いため、緊急修繕などにより施設の長寿命化を図っていると ころです。今後、老朽化した資料館施設の修繕や改築に多額の費用が必要にな ると考えられ、改めて改修等の実施時期や規模等を定めた中長期的な整備計画 を策定する必要があります。

図1 みよし市における本計画の位置づけ



(2) 目的

資料館施設個別施設計画(以下「本計画」という。)は、本市の資料館施設について、前述の背景やみよし市教育振興計画を踏まえ、総合的な観点から建物の維持管理を施設や設備に不具合が生じる前から修繕や交換を実施することにより、健全度を維持し長寿命化する管理(以下予防保全的な管理という。)に努めるとともに、施設の老朽化に伴う維持修繕費等の財源負担を平準化することを目的とします。

【みよし市公共施設等総合管理計画の基本方針(一部抜粋)】

- ① 将来にわたり安全安心な公共施設等の確保
 - ・施設の安全性の確保
 - ・施設情報の一元管理
- ② 計画的な保全による施設の長寿命化
 - ・予防保全による施設の長寿命化を推進し、財政負担の縮減・平準化
 - メンテナンスサイクルの構築
- ③ 施設の総量の抑制と有効活用
 - ・施設の総量は、当面、維持するが、中長期的には施設の総量を抑制
 - ・安易な新規整備は行わず、既存施設の活用や用途変更による転用等の可 能性について検討
 - ・資産活用のさまざまな手法を検討
 - ・市全体や隣接市町も含めた広域観点による施設の整備・活用方法を検討

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、みよし市公共施設等総合管理計画(2017年度(平成29年度)から2056年度(令和38年度)までの40年間)との整合を図り、2019年度(令和元年度)から2056年度(令和38年度)までの38年間を計画期間とします。

(4) 対象施設

本計画の対象施設は、次の施設とします。

- ア 資料館本館
- イ 資料館木造棟
- ウ 資料館収蔵庫
- エ 石川家住宅

2 施設の実態

(1) 施設の施設別財産状況

施設名称	建築年	築年数	構造	階数	面積(m²)	備考
資料館本館	昭和57年	37	RC	2	557. 32	
木造棟	昭和28年	66	木造	1	143. 56	
資料館収蔵庫	昭和48年	46	RC	1	1, 124. 84	一部S造
石川家住宅	明治43年	110	木造	1	555. 66	

RC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造

(2) 施設の老朽化状況

ア 資料館本館

資料館本館は昭和57年11月の完成後37年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。

平成30年度に本市が実施した「みよし市公共建物調査」の報告によると外壁や基礎屋上防水層の劣化等が確認され3年から5年以内に対策が必要であるとされています。

また外壁の目地、シーリングについて緊急に対策が必要なひび割れ、剥離等があるとされています。

イ 資料館木造棟

資料館木造棟は昭和28年に建築された三好中学校の特別教室を昭和57年に移築、改修してから37年が経過しました。屋根には隙間や割れが発生しており、軒先には雨漏りによるシミや破損が見られます。また、床には傾斜が発生するなど、施設の老朽化が進んでいます。

ウ 資料館収蔵庫

資料館収蔵庫は昭和48年に給食センターとして建築されました。平成15年に改修整備を行ったのち、平成16年から収蔵庫として使用し15年が経過しました。

外壁には劣化によるひび割れや剥離が発生しています。屋根の一部は防水シートがめくれ上がりコンクリートに雨水が直接浸水するなど、施設の老朽化が進んでいます。

工 石川家住宅

石川家住宅は明治43年に建築された木造2階建て住宅を、平成23年

に寄贈を受け平成24年度から25年度にかけて耐震補強、改修整備などをしたのち平成26年11月に一般公開しました。

建築から110年を経過しており、屋根全体のゆがみや雨戸、建具など 経年による劣化がみられ、老朽化が進んでいます。

3 改修等の方針及び実施時期

施設の耐用年数は、総合管理計画に基づき、普通品質の場合の目標耐用年数の最大値である80年とします。(資料1参照)

また、総合管理計画においては、施設の修繕時期について「予防保全的な修繕 (※注1)を竣工から20年と60年で実施するとともに、長寿命化修繕(※注 2)を竣工から40年で実施する。」としています。(資料2参照)

※注1「予防保全的な修繕」

耐用年数を迎える建築付属設備(電気設備等)の更新に加え、定期的な点検の実施のもと、躯体の機能に影響が及ぶ前に、屋上防水や外装塗装などの延命化対策を全面的に実施すること。

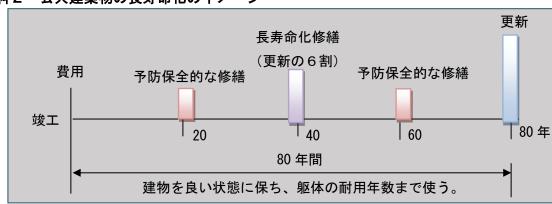
※注2「長寿命化修繕」

耐用年数を迎える建築付属設備(電気設備等)の更新に加え、今後 40 年間施設を使用することを見据え、コンクリート中性化対策、鉄筋腐食対策及び耐久性に優れた仕上げ材への取替など、設備や躯体のリニューアルを実施すること。

資料1 公共建築物の目標耐用年数

		法定耐用			
構造	構造種別	代表値	範囲	下限値	年数
鉄筋コンンクリート造 鉄筋鉄骨コンクリート造	高品質の場合	100年	80~120年	80 年	20 - 50 年
鉄開鉄青コングリード追	普通の品質の場合	60 年	50~80年	50 年	30~50 年
木造	_	40年	30~50年	30 年	15~24 年

出典「建築物の耐久計画に関する考え方」((社) 日本建築学会 昭和63年)を基に作成



資料2 公共建築物の長寿命化のイメージ

出典「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引(平成27年4月文部科学省)」を基に作成

4 長寿命化修繕等の優先順位の考え方

今後の長寿命化修繕等については、公共建物調査の結果、築年数、施設の性質 などを勘案し、実施します。

5 長寿命化修繕等のスケジュール

(1)資料館本館

築年数40年を経過する令和4年度を目安に長寿命化修繕を実施し、長寿 命化修繕実施後20年を目安に予防保全的修繕を実施します。

(2)資料館木造棟

木造建築の耐用年数は超過していますが、展示施設として活用するために 令和5年度を目安に改修工事を実施します。

(3)資料館収蔵庫

令和元年度に屋根及び外壁の修繕を実施し、築年数60年を経過する令和 14年度を目安に予防保全的修繕を実施します。

(4) 石川家住宅

木造建築の耐用年数は超過していますが、みよし市指定文化財であることから、平成25年度の改修から20年後の令和15年度を目安に予防保全的な修繕を実施します。

ただし、建築後110年を経過する建築物であるため、設備や躯体に緊急 を要する事態が発生した場合はその都度対応します。

6 長寿命化修繕等に要する費用

長寿命化修繕等に要する費用について、総務省の用途分類において「社会教育系施設」に分類されることから、総合管理計画が示す単価(25万円/㎡)により試算すると、長寿命化修繕に要する計画期間の総額は概ね1億3933万円と見込まれます。(資料3参照)

また、計画期間に実施する予防保全的な修繕に要する費用については、長寿命 化修繕の単価を更新費の6割としていることに準じ、単価を長寿命化修繕の6 割(15万円/m²)と仮定すると、概ね3億5720万円と見込まれます。

資料3 総合管理計画における公共建築物の長寿命化にかかる単価

- 建設後60年で更新 (建替え) を実施する。更新費は建設費と同額とする。単年度に負担が集中しないように建替え時は費用を3年間に分割する。
- 建設後30年で大規模改修を実施する。改修時の費用は2年間に分割する。
- 更新(建替え)費の単価は、「更新費用試算ソフト」を参考にして、28~40万円/㎡とする。
- 大規模改修の単価は、一般的な想定値である建設費(更新費)の6割とする。

区分	更新 (建替え)	大規模改修
市民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設、行政系施設、病院施設	40万円/m²	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設 処理施設、下水道施設、その他	36万円/m²	20万円/m²
学校教育系施設、子育て支援施設、公園施設	33万円/㎡	17万円/m²
公営住宅	28万円/㎡	17万円/m²

7 日常における施設管理

施設の長寿命化に向けて、計画的な修繕を実施するとともに、日常においても 職員による施設点検を実施し、施設老朽化の進行状況の把握及び修繕を要する箇 所の早期発見に努めるものとします。

なお、これにより修繕の必要性が認められる箇所が生じた場合においては、その緊急性に応じた計画の見直しについて、随時、検討していくものとします。

8 個別施設計画の見直しについて

みよし市公共施設等総合管理計画と同様に、本計画は、今後の社会情勢や人口動向の変化等を踏まえ、みよし市総合計画との整合性を確保するため、必要に応じて5年を目処に見直しを行います。ただし、緊急を要する事項については、その都度、検討し、対応します。